

# 北教だより

## 年度切り換え時が落とし穴！ いじめ問題の組織対応を

いじめは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う」と定義されています。年度末から年度始めにかけては、子供たちの人間関係に変化が見られるなど、いつも以上に注意深く見守ることが必要となる時期です。1年間過ごした友達やお世話になった先生との別れや、新たな友達や担任の先生との出会いは、子供の心に大きな影響を与え、子供たちの人間関係に何かしらの変化を与えるチャンスでもあります。クラス替えのある学校はもちろん、本事務所管内の学校の特徴である小規模単学級で、クラス替えの機会に恵まれない学校にあっても、一人一人の新たな一面に目を向け、友達の良さに気づけるような、明日が待たれる学校づくりの推進をお願いいたします。

## いじめの認知について ケーススタディ ※校内研修での活用を

次の事例について、身近な教職員と確認してみましょう。

### 【事例の概要】

6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けていたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している」との記載もあった。

校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があったため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるという行為は全くなり、現在は仲良くなっている」と答えた。

(平成30年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課「いじめ対策に係る事例集」より)

[この事例の問題点は？] ※ 2つ程度イメージしてから、読み進めてください。

- ・
- ・

発達段階における表現の拙さゆえ、低学年のいじめの認知は難しさを伴うものです。そんな中、入学したばかりのお子さんに対する迅速な対応で、保護者からの信頼を得られた好事例ととらえ、問題点の指摘に窮した方もいたのではないのでしょうか。

いじめ防止対策推進法では、いじめの事実があった場合はもちろん、いじめの疑いがある場合においても、すぐに校内のいじめ対策組織へ報告(第23条)し、いじめであるかどうかの判断は特定の教職員のみで行わず、校内のいじめ対策組織を活用して判断することが指針に示されています。

したがって、本事例は、もし事態が継続したり重大化したりしていれば、学校の対応が問われる危険性があったと言えます。また、その後、校長から当該児童の状況を引き続き見守るようにとの指示があったものの、いじめの解消については、「解消している状態」と見なす必要な要件①いじめに係る行為の解消が、少なくとも3か月継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。の2つが満たされている必要があるとされているため、この要件についても満たされるとは言えない事例でもありました。さらに、いじめの解消については、上記2つの要件を満たしている場合であっても、他の事情も勘案して判断すると示されていますので、さらに慎重な判断が求められています。

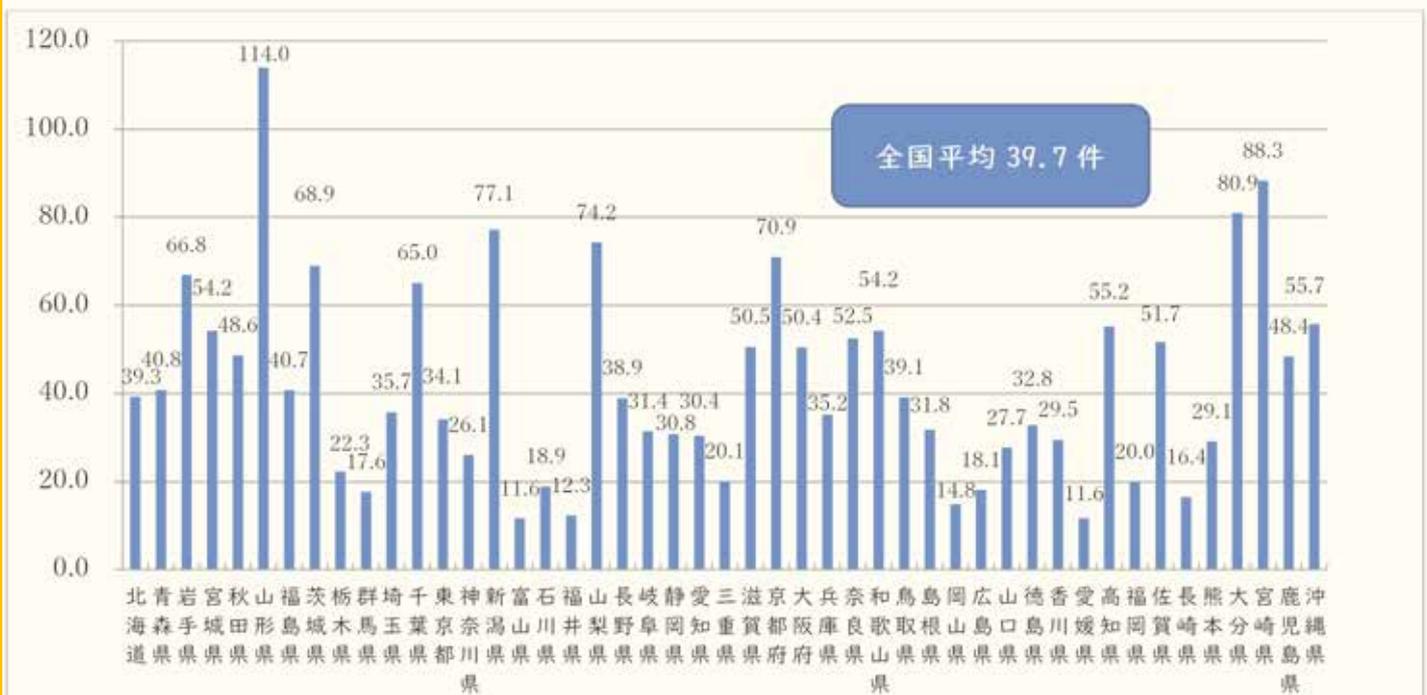
今回引用した「いじめ対策に係る事例集」には、その他様々なケースが紹介されています。いじめ問題へのさらなる理解と一人一人の危機管理意識の高揚のため、是非御活用ください。

## いじめ認知件数ゼロ…

文部科学省は、いじめの認知が多い学校について、「いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価し、逆にいじめを認知していない学校について、「解消に向けた対策が何らとられることなく、放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している」とし、いじめ見逃しゼロを重要視しています。下のグラフを見ると、各県のいじめ認知件数に大きな差が読み取れ、認知数の低い県は正確な認知ができていないのかと見えと思います。ところが、公表は差し控えますが、管内4市の認知件数(令和3年11月末日現在)を比較してみると4倍近い差があり、学校間で比べるとさらに差は広がります。そう考えると、「自校は…」と、自分事としてとらえる必要性に気づけるのではないのでしょうか。

改めまして、いじめの認知については、いじめられた児童生徒の立場に立つとともに、加害行為の継続性や集団性の要因によっていじめの定義を限定して解釈しないように留意することと、いじめの認知件数がゼロであった場合でも、その事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことなど、各学校で正確な認知ができるよう教職員間での共通理解をお願いいたします。

### 学校において認知した いじめの件数 (1000人当たりの認知件数)



(令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要より 文部科学省)

## 令和3年度全国いじめ問題子供サミットより

1月22日に開催された、全国いじめ問題子供サミットに、茨城県代表として高萩市立高萩中学校から3名の生徒がオンラインで参加しました。当日は、小中連携のあいさつ運動、いじめ根絶を目指した絆リボンの配付、ストレスの対処法を含めたSOSの出し方教室、スクールロイヤーを招いてのいじめ理解の講演会等、今まで学校全体で取り組んできた活動の様子を積極的に発表しました。

他県からの発表にも、設置した目安箱に生徒会通信で返信している学校、中学校区で「いじめゼロ会議」に取り組んでいる学校、考えられるいじめを動画で作成し、「どの段階でいじめを防ぐことができたか？」と全校で解決策を話し合った学校、「児童生徒はいじめゼロ、教職員は見逃しゼロ、地域や保護者は無関心ゼロ」を合言葉に取り組んでいる地域等、魅力的な取組がいくつもありました。

サミットの様子は、以下のURLから視聴可能です。児童生徒による主体的な取組を進める際の参考にしてください。

(令和3年度全国いじめ子供サミット [https://www.youtube.com/watch?v=20g3l\\_mo3tw](https://www.youtube.com/watch?v=20g3l_mo3tw))